

令和2年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定及び判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則又は会社の機関等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 持分会社は、法人格を有しない。
2. 監査等委員会設置会社は、任意に監査役を置くこともできる。
3. 公開会社は、社外取締役を置かなければならない。
4. 合資会社の社員は、無限責任社員と有限責任社員からなる。
5. 中小会社には、会計参与を置かなければならない。

第2問 株式会社の設立について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の設立方法としては、発起設立のみが認められている。
2. 出資に係る金銭の払込みは、発起人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。
3. 発起設立において、設立時役員等の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。
4. 民法の虚偽表示の規定は、設立時発行株式の引受けに係る意思表示については、適用されない。
5. 株式会社が不成立の場合、発起人は連帯して責任を負い、設立に関して支出した費用を負担する。

第3問 株式又は株主等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株主は、原則として残余財産の分配を受ける権利を有しない。
2. 譲渡制限株式の取得者から会社に対し、当該取得の承認を求めることはできない。
3. 最高裁判所の判例によれば、定款による譲渡制限に違反した株式の譲渡は、当事者間においても無効である。
4. 子会社は、親会社の株式を自由に取得することができる。
5. 公開会社でない株式会社においては、原則として募集株式の発行に係る募集事項の決定は、株主総会の特別決議によらなければならない。

第4問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株主総会は、例外なく、招集のための手続を経ることなく開催することはできない。
2. 株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。
3. 株式会社は、株主総会に出席できる代理人の数を制限することができる。
4. 取締役は、株主総会において株主から説明を求められた場合でも、正当な理由があれば説明を拒むことができる。
5. 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい(指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社は除く)。

1. 取締役は、当該会社の使用人を兼ねることができない。
2. 取締役が第三者のためにする競業取引は、規制対象とされていない。
3. 最高裁判所の判例によれば、株主全員の同意があるときは、取締役と会社との間の利益相反取引に必要とされる取締役会の承認は要しない。
4. 定款規定又は株主総会の決議を要する取締役の報酬等には、金銭でないものは含まれない。
5. 社外取締役は、株式会社との間で、責任限定契約を締結することができない。

第6問 取締役会設置会社における代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい(指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社は除く)。

1. 代表取締役の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
2. 代表取締役は、会社の業務を執行する。
3. 取締役会の決議について、特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。
4. 取締役会の議事録について、会社の債権者による閲覧は例外なく認められていない。
5. 取締役会設置会社である旨は、登記で公示される。

第7問 公開会社の監査役又は会計参与について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 監査役は、子会社の業務及び財産の状況を調査することはできない。
2. 監査役は、複数いる場合でも、独任制に基づき各自が独立して監査権限を行使する。
3. 監査役会設置会社においては、1人以上の社外監査役がいれば足りる。
4. 会計参与は、自ら単独で、計算書類等を作成しなければならない。
5. 会計参与には、すべての取締役会への出席が義務付けられている。

第8問 株式会社の計算又は社債について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 取締役会設置会社において取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、計算書類及び事業報告を提供しなければならない。
2. 会計監査人設置会社については、一定の要件に該当する場合には、計算書類の内容を定時株主総会に報告すれば足り、その承認を要しない。
3. 株式会社は、当事業年度に係る計算書類等を5年間、その本店に備え置かなければならない。
4. 株式会社が資本金の額を減少する場合、原則として債権者の異議手続が必要になる。
5. 社債管理者は、自由にいつでも辞任することができる。

第9問 会社の組織再編について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式会社が事業譲渡をする場合には、債権者の異議手続をしなければならない。
2. 株式会社が合併をする場合、合併の対価は株式のみに限定されている。
3. 吸収分割では、会社の事業に関して有する権利義務の一部を他の会社に承継させることができる。
4. 株式交換では、新たに設立される株式会社又は合同会社が親会社になる。
5. 株式移転では、反対株主に株式買取請求権は認められていない。

第10問 持分会社について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 持分会社を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
2. 持分会社の社員は、原則として自由にその持分を他人に譲渡することができる。
3. 業務を執行する社員は、原則として持分会社を代表する。
4. 各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
5. 持分会社は、原則として総社員の同意によって、定款の変更をすることができる。

第11問 以下の記述の空欄に最も適切なものを1つ選びなさい。

社外監査役とは、株式会社の監査役であって、その就任の前（ ）当該株式会社等の取締役等であったことがないもの等をいう。

1. 1年間
2. 3年間
3. 5年間
4. 10年間
5. 20年間

第12問 以下の記述の空欄に最も適切なものを1つ選びなさい。

株式会社の特別支配株主は、当該株式会社の株主の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に（ ）を請求することができる。

1. 贈与すること
2. 担保提供すること
3. 預託すること
4. 一時保管させること
5. 売り渡すこと

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

指名委員会等設置会社において、代表執行役は、いつでも、()の決議によって解職することができる。

1. 監査役会
2. 経営会議
3. 取締役会
4. 監査等委員会
5. 報酬委員会

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、最終事業年度の直後の事業年度に属する一定の日における当該株式会社の財産の状況を把握するため、法務省令で定めるところにより、()を作成することができる。

1. 臨時計算書類
2. 取締役会議事録
3. 債権者名簿
4. 包括利益計算書
5. 有価証券報告書

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、取得日の()前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨を通知しなければならない。

1. 1週間
2. 20日
3. 3か月
4. 6か月
5. 1年

以 上

【民事訴訟法】

問1～10〔配点：各1点〕

以下の各問いについて、それぞれ内容が正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問1

訴え提起に必要な手数料の納付額の不足が訴状送達後に明らかになり、裁判所が原告に不足分の納付を命じたところ、原告がこれに従わない場合、訴えは却下される。

問2

離婚訴訟においては職権探知主義がとられるため、訴訟上の和解により離婚をすることはできない。

問3

公示送達による呼出しを受けた者が口頭弁論期日に欠席した場合、出頭した相手方当事者の主張した事実を自白したものとみなされることはない。

問4

民事訴訟における事実認定においては自由心証主義がとられるため、証拠調べの結果よりも口頭弁論の全趣旨を優先することができる。

問5

通常共同訴訟において、共同訴訟人の一人が控訴したときは、他の共同訴訟人についても判決の確定が遮断される。

問6

準備書面は、記載した事項につき相手方が準備するのに必要な期間において、裁判所を通じて相手方に送達しなければならない。

問7

重婚を理由とする後婚の取消訴訟係属中に後婚が離婚によって解消された場合でも、後婚の取消訴訟についての訴えの利益は依然として存在する。

問8

控訴審で控訴棄却の判決がされたときは、その確定とともに第一審判決も確定する。

問9

当事者双方が2回連続して口頭弁論の期日に出頭しなかった場合において、1週間以内に期日指定の申立てをしないときは訴えの取り下げがあったものとみなされる。

問10

当事者本人を尋問する場合において、その当事者が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

問 11～20 [配点：各3点]

以下の問いについて、選択肢1～5のうちから1つ選びなさい。なお、判例がある場合には、判例に照らして解答しなさい。

問 11 証拠調べに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 裁判所は、証人が遠隔の地に居住するときには、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人の尋問をすることができる。
2. 証拠調べは、当事者が期日に出頭しなくても行うことができる。
3. 証拠調べが終了した後に、当該証拠の申出を撤回することはできない。
4. 鑑定人に書面又は口頭のいずれかによって鑑定意見を述べさせるかは、裁判長がその裁量によって定める
5. 争点及び証拠の整理が終了した後は、新たに証人及び当事者本人の尋問の申出をすることはできない。

問 12 訴状審査に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 訴状審査の結果として訴状に不備があることが判明した場合、その補正命令は裁判所書記官が行う。
2. 訴状審査の結果として訴状が却下された場合でも、訴え提起による時効の完成猶予の効力は生じる。
3. 訴状審査の結果、訴えが不適法でその不備を補正することができないことが判明した場合、裁判長は、直ちに訴えを却下することができる。
4. 当事者が法人である場合、訴状にその代表者の記載があるかどうかは、訴状審査の対象となる。
5. 訴状における立証方法に関する記載も、訴状審査の対象となる。

問 13 訴訟費用に関する以下の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 裁判所は、請求の一部を認容する旨の判決を受けた原告に、訴訟費用の全部を負担させることができる。
2. 裁判所は、当事者からの申立てがなくとも、終局判決において、その審級における訴訟費用の全部について負担の裁判をしなければならない。
3. 請求の全部を棄却する旨の判決を受けた原告は、被告の弁護士費用を負担しなければならない。
4. 訴訟費用の負担の裁判に対しては、独立して控訴を提起することができない。
5. 訴訟費用の具体的な金額は、訴訟費用負担の裁判が執行力を生じた後に、当事者からの申立てにより、第1審の裁判所の裁判所書記官が定める。

問 14 直接主義に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 裁判所は、当事者に異議がないときは受命裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。
2. 判決の言渡しをする裁判官は、当該判決の基本となる口頭弁論に関与した裁判官でなければならない。
3. 合議体を構成する 3 人の裁判官のうち 1 人が交代した場合には、当事者は従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。
4. 合議体を構成する 3 人の裁判官のうち 2 人が交代した場合において、当事者の申出があるときは、裁判所は裁判官の交代前に尋問した証人を再度尋問しなければならない。
5. 当事者は、控訴審において第一審の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

問 15 株式会社が訴訟の当事者である場合に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 株式会社に対する送達は、その訴訟において会社を代表すべき者の住所においてしなければならない。
2. 株式会社に代表者がいない場合において、当該株式会社に対し訴えを提起しようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して特別代理人の選任を申し立てることができる。
3. 株式会社がその事業を停止し、その事務所又は営業所が存在しなくなったときは、当該株式会社の普通裁判籍は、代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
4. 株式会社を訴訟において代表している代表取締役を尋問するには、当事者本人の尋問の手続によらなければならない。
5. 判決書には株式会社の代表者を記載しなければならない。

問 16 証拠調べに関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、正しいものはどれか。

1. 裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。
2. 裁判所は、証拠保全として、文書の証拠調べ及び検証をすることはできるが、証人の尋問をすることはできない。
3. 当事者が訴訟能力を欠く場合は、その当事者本人を尋問することはできない。
4. 証人が正当な理由なく出頭しない場合、裁判所は、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外でその証人の尋問をさせることができる。
5. 裁判所は、職権で当事者本人を尋問することはできない。

問 17 私文書の成立に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。各記述におけるAはいずれも被告であり、かつ、私人であるとする。

1. A名義で事件の経過を記載した報告書は、Aの意思に基づいて作成されたことが認められれば、その内容が真実であると推定される。
2. 作成者をAとして提出されたが、Aの署名も押印もない文書につき、裁判所は、他の証拠を併せて考慮することにより、その文書がAの意思に基づいて作成されたと認定することができる。
3. 作成者をAとして提出された借用証書につき、Aが借主欄に署名したことは認められるが、署名後に金額欄の記載が改ざんされたとAが主張する場合には、当該借用証書は真正に成立したものと推定されない。
4. Aの氏名が記された印影が私文書中に検出されている場合には、その文書はAを作成者として真正に成立したものと推定される。
5. 作成者をAとして提出された文書にAの署名がある場合でも、押印がなければその文書は真正に成立したものと推定されない。

問 18 補助参加に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。

1. 被参加人が訴訟外で解除権を行使したとしても、被参加人が訴訟においてその事実を主張しない限り、補助参加人はその事実を主張することができない。
2. 貸主Xの借主Yに対する貸金返還請求訴訟において、Yの連帯保証人ZがYに補助参加した場合、Yが自白しても、Zはその自白に係る事実を争うことができる。
3. 補助参加人がする上告の提起は、被参加人が上告を提起することができる期間内にしなければならない。
4. Xは、その所有する建物をYに賃貸し、YはXの承諾を得てその建物をZに転貸した。その後、XがYの債務不履行を理由にYとの建物賃貸借契約を解除したとして、Zに対して建物の明渡しを求める訴えを提起した場合、YはZに補助参加することはできない。
5. 当事者が補助参加について異議を述べた場合、補助参加人は補助参加を許す旨の裁判が確定するまでの間は訴訟行為をすることができない。

問 19 当事者に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 債務者の債権を差し押さえた差押債権者は、第三債務者に対する取立訴訟の原告となることができる。
2. 特定不動産の受遺者が、遺言の執行として当該不動産の所有権移転登記手続を求める訴えを提起する場合、遺言執行者がいるときは、相続人ではなく遺言執行者を被告としなければならない。
3. 民法上の組合において、組合同約により自己の名で組合財産を管理し対外的業務を執行する権限を与えられた組合員は、組合財産に関する訴訟の当事者となることができる。

4. 株式会社の支配人は、当該株式会社のために、その事業に関する訴訟の当事者となることができる。
5. 認知の訴えにおいて、被告とすべき父が死亡している場合には、検察官をその訴えの被告としなければならない。

問 20 口頭弁論の終結に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、正しいものはどれか。

1. 終結した口頭弁論を再開した場合には、裁判官が代わっていない場合であっても、弁論の更新の手続を要する。
2. 訴えを不適法であるとして却下する判決をする場合には、口頭弁論を経たときであっても、口頭弁論を終結する必要はない。
3. 反訴を提起することができるのは、第一審の口頭弁論の終結に至るまでである。
4. 第一審の口頭弁論の終結後に当事者から書証として提出された文書は、第一審判決の資料とすることはできないが、控訴審において第一審の口頭弁論の結果が陳述された場合には、訴訟記録につづられていれば、当該文書も証拠として控訴審における判決の資料となる。
5. 口頭弁論の終結後においてする和解のための期日には、口頭弁論終結時の裁判官以外の裁判官が関与することも許される。

以 上

【刑事訴訟法】

【問1】 弁護人についての以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 被告人は、何時でも弁護人を選任することができるが、被疑者が弁護人を選任するには裁判所の許可が必要である。
- 2 弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。これには例外はない。
- 3 公訴の提起後における弁護人の選任は、第1審はもちろん第2審においてもその効力を有する。
- 4 裁判所は、裁判所規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。ただし、被告人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。
- 5 被告人には国選弁護制度があるが、被疑者には同制度はない。

【問2】 以下の記述は強制処分と任意処分の限界についての最高裁判所の決定要旨（最高裁昭和51年3月16日第三小法廷決定）の立場である。□内に入る語の組み合わせとして誤っているものを1つ選べ。

捜査において□ア□を用いることは、□イ□場合に限り許容されるものである。しかしながら、ここにいう□ア□とは、□ウ□を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが□エ□でない手段を意味するものであって、右の程度に至らない□ウ□は□オ□においても許容される場合があると云わなければならない。ただ□ア□にあたらぬ□ウ□であっても何らかの法益を侵害し又は侵害するおそれがあるものであるから、状況の如何を問わず常に許容されるものと解するのは相当ではなく、必要性、緊急性なども考慮したうえ、具体的状況のもとで□エ□と認められる限度において許容されるものと解するべきである。

- 1 ア 強制手段 イ 法律の根拠規定がある ウ 強制力の行使 エ 必要 オ 科学捜査
- 2 ア 強制手段 イ 法律の根拠規定がある ウ 有形力の行使 エ 相当 オ 任意捜査
- 3 ア 強制手段 イ 緊急性がある ウ 有形力の行使 エ 必要 オ 任意捜査
- 4 ア 任意手段 イ 法律の根拠規定がない ウ 有形力の行使 エ 相当 オ 強制捜査
- 5 ア 任意手段 イ 法律の根拠規定がない ウ 強制力の行使 エ 相当 オ 任意捜査

【問3】 被告人以外の者の供述に関する伝聞書面の証拠能力についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 供述書は原供述者作成の書面であることがわかればよいので、原供述者の署名もしくは押印は必要ではない。
- 2 供述録取書は二重の伝聞性があるので原供述者の署名及び押印が必要である。
- 3 供述書及び供述録取書については特別に要件が緩和されている場合を除いて、供述不能、証拠の不可欠性、特信性の3つが例外として許容されるための要件である。

- 4 検察官面前調書は、供述不能の要件を充足する場合、又は相反・実質的不一致と特信性の両要件がある場合に許容されている。
- 5 捜査機関の検証調書は、検証を行って調書を作成した者が公判期日において証人として尋問を受け、真正に作成されたものであることを供述したとき証拠能力が許容される。

【問4】逮捕についての以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 現に罪を行っている者を現行犯人とし、現に罪を行い終わった者を現行犯人とみなす。
- 2 司法警察員は、現行犯人を受け取った場合は、速やかにこれを検察官又は検察事務官に引致しなければならない。
- 3 検察官又は検察事務官及び司法警察職員以外の者が現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁もしくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。この場合、引き渡しを受けた者は、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。
- 4 検察官、検察事務官又は司法警察職員は現行犯人を逮捕した場合において、必要があるときは逮捕状により被疑者を逮捕する場合と同様に、令状なくして逮捕の現場で差押、搜索又は検証をすることができる。
- 5 犯人として追呼されている者が罪を行い終わってから間がないと明らかに認められるときは、検察官、検察事務官及び司法警察職員は、現行犯人とみなして逮捕状なくして逮捕することができる。この場合、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。

【問5】公訴についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 公訴は、検察官がこれを行い、検察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさない。
- 2 起訴状には被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項、公訴事実、罪名を記載しなければならないが、罪名は適用すべき罰条を示してこれを記載しなければならない。
- 3 数個の訴因及び罰条は予備的に又は択一的に記載することはできない。
- 4 検察官は、事件について公訴を提起しない処分をした場合、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨を告げなければならない。
- 5 公訴時効は、当該事件についてした公訴の提起によってその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。

【問6】勾留の期間についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。争いある場合は最高裁判所の判例の立場による。

- 1 被疑者段階の勾留期間は原則として10日間であり、やむを得ない事由がある場合、裁

判官は検察官の請求により、1回だけ10日間の延長が認められる。

- 2 検察官の判断により、勾留の途中で被疑者の身柄を釈放することができる。
- 3 勾留延長の期間は10日間を限度とするが、内乱罪、外患罪、騒乱罪等の特別の事件については、さらに5日間を限度として延長することができる。
- 4 起訴後の勾留の期間は、公訴提起のあった日から二箇月であり、更新の規定がある。
- 5 勾留中の被疑者が起訴された場合には、公訴事実と勾留状記載の被疑事実との間に公訴事実の同一性がある限り特段の手續なしに起訴前の勾留から起訴後の勾留に切りかわる。

【問7】公判期日における手續についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。なお、公判前整理手續を経していないものとする。

- 1 公判が開始された後、証拠調べ手續に入る前の段階を冒頭手續という。
- 2 冒頭手續のはじめに裁判長は人定質問を行い人定質問後に検察官が起訴状を朗読する。
- 3 冒頭手續においては起訴状の朗読に引き続いて、被告人及び弁護人の双方に被告事件について陳述する機会が与えられる。この手續を罪状認否と呼ぶことがある。
- 4 罪状認否における被告人の有罪である旨の陳述によって証拠調べ手續の簡略化された簡易公判手續に移行することがある。
- 5 冒頭手續の最後に、検察官は証拠にもとづいて証明しようとする事実を明らかにしなければならない。これが検察官の冒頭陳述である。

【問8】保釈に関する以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 勾留されている被告人の兄弟姉妹は保釈の請求をすることができない。
- 2 裁判所は保釈を許す決定をするには検察官の意見を聞く必要があるが、保釈の請求を却下する決定をするには検察官の意見を聞く必要はない。
- 3 保釈を許す決定は、保証金の納付があった後でなければ、これを執行することができない。
- 4 保釈を許す場合には被告人の住居を制限することはできるが、その他の条件を付することはできない。
- 5 保証金を納付する者を保釈請求者以外の者とすることはできない。

【問9】訴因の変更等についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 裁判所は検察官の請求があるときは公訴事実の同一性を害しない限度において訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許さなければならない。
- 2 裁判所は審理の経過に鑑み適当と認めるときは訴因又は罰条を追加又は変更することができる。
- 3 裁判所は訴因又は罰条の追加、撤回又は変更があったときは、速やかに追加、撤回又は

変更された部分を被告人に通知しなければならない。

- 4 訴因の追加とは、もとの訴因をそのまま残しておいて、これに新しい訴因を付け加えることである。
- 5 公訴事実の同一性の限度を超える場合には、検察官は訴因の変更という方法によることはできず、新たに別の事件として起訴し直さなければならない。

【問 1 0】以下の記述は、違法収集証拠排除法則についてのものである。□内に入る語として誤っているものを1つ選べ。

□1□については明文による□2□の制限があり、収集の手續や過程に供述の□3□に疑いを生じさせる違法があれば一定の限度でそれは証拠から排除される。これに対し□4□の収集手續に違法があった場合、その□2□がどうなるかについては直接の規定がない。手續に違法があっても□4□それ自体の性質・形状には変化はなく□5□には変わりはない。しかし、適正手續の保障を定めた憲法の本質、捜査の違法を防止するという意味から同証拠の□2□を否定するという考え方が成り立つところである。

- 1 供述証拠
- 2 証拠能力
- 3 信用性
- 4 証拠物
- 5 証拠価値

【問 1 1】公判の裁判についての以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 刑の執行を猶予する場合、刑の言渡しと同時に判決でその言渡しをしなければならない。
- 2 被告事件について刑を免除するときは、判決で無罪の言渡しをする。
- 3 犯罪後の法令により刑が廃止されたときは、判決で公訴を棄却しなければならない。
- 4 被告事件が罪とならないときは判決で免訴の言渡しをしなければならない。
- 5 被告人に対して裁判権を有しないときは決定で公訴を棄却しなければならない。

【問 1 2】証拠方法と証拠調べの方法についての以下の組み合わせの内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 証人 — 尋問して証言させる
- 2 被告人 — 質問して証言を得る
- 3 書証 — 朗読（要旨の告知）
- 4 物証 — 展示
- 5 証拠物たる書面 — 展示と朗読（要旨の告知）

【問 1 3】告訴・告発についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 告訴とは、犯罪の被害者その他一定の関係者（告訴権者）が、犯人の訴追ないし処罰を求める意思表示をいう。
- 2 被害者の法定代理人は、独立して告訴することができる。
- 3 告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができるが、告訴の取消をした者は、更に告訴することができない。
- 4 犯罪があると思料するときは、何人でも告発をすることができる。
- 5 親告罪について告訴することができる者がいない場合には、検察官は職権で告訴することができる者を指定することができる。

【問 1 4】 自白についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 憲法は「自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合」、その者を有罪とするとはできないと定めている。有罪認定に「補強証拠」を要請するこの法準則を「補強法則」という。
- 2 「補強法則」は証拠（自白）の証明力評価に関する自由心証主義を制約する例外である。
- 3 刑事訴訟法は「被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない」と定めている。有罪の自認も同様に扱われている。
- 4 最高裁判所は刑事訴訟法が明記する「公判廷における自白」は憲法にいう「本人の自白」に含まれず、補強証拠を要しないとし、刑事訴訟法の定めは「さらに憲法の趣旨を一步前進」させたものとしている。
- 5 補強証拠は犯罪事実の認定に用いられるものではあるが、証拠能力のある証拠である必要はない。

【問 1 5】 公判前整理手続についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 公判前整理手続においては、公判期日を定め、又は変更することその他公判手続の進行上必要な事項を定めることができる。
- 2 公判前整理手続では証拠調べの請求をさせることができる。
- 3 公判前整理手続では証拠調べをする決定をすることができ、同決定をした証拠についてその取調べの順序及び方法を定めることができる。
- 4 公判前整理手続では証拠調べの請求を却下する決定をすることはできず、同決定は公判手続において行う。
- 5 公判前整理手続では訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すことができる。

以 上